

第20回天塩川流域委員会テーブル起こし

(発言者未確認の作業過程のもの)

日時：平成18年12月25日(月)14:00～16:00

場所：土別グランドホテル

第20回 天塩川流域委員会

1. 開 会

柿沼課長

ただいまより第20回天塩川流域委員会を開催いたします。

私は、事務局を務めさせていただきます、留萌開発建設部治水課長の柿沼と申します。議事に入りますまでの司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、資料の確認をいたします。

天塩川流域委員会第20回委員会資料というもの。

次に、右上の方に資料 - 1 とあります天塩川水系河川整備計画（原案）。

次に、資料 - 2、カラーのものですけれども、天塩川水系河川整備計画について（追加資料その17）。

資料 - 3、少し分厚い資料ですけれども、天塩川流域委員会に寄せられたご意見。

資料 - 4、第1回から第18回委員会の議事要旨における河川整備計画に係る記述の分類というもの。

次に、資料 - 5、第18回委員会までに出された天塩川河川整備計画に関する意見。

次に、資料 - 6、天塩川の河川整備計画に関して寄せられたご意見について。

次に、資料 - 7、少し分厚い資料ですけれども、天塩川の河川整

備計画策定段階における環境への影響を含めた総合的な分析とりまとめ。これは、第8回委員会にお配りしたものと同様のものがございます。

それから、委員の皆様には、天塩川水系河川整備計画についてというもので、第3回から第19回までに配付した資料をまとめたものを1冊と、それからファイルとして天塩川資料集というものを2冊お配りしております。

それから、資料の最後ですけれども、薄っぺらい資料になりますが、天塩川水系河川整備計画（原案）に関する意見（案）というものの、これは委員長の方からお配りされているものです。

資料としては、以上ですけれども、足りない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、天塩川流域委員会の設置要領によりますと、2分の1以上の出席で委員会が成立するというので、本日は16名全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。

会場の皆様には、議事の妨げにならないように静粛にお願いいたしますのと、あと特に携帯電話については、電源を切るか、マナーモードにさせていただけるようお願い申し上げます。

それから、事務局の方で録音と、それから撮影等を行っておりますので、ご了承ください。

2 . 議 事

柿沼課長

それでは、以後の議事の運営につきましては、清水委員長の方にお願ひしたいと思ひます。

委員長、よろしくお願ひします。

清水委員長

それでは、本日の議事についてですが、まず第19回委員会議事要旨(案)の確認を行います。

本日は、前回配付し、議論いただきました、これまでに出了た原案に対する意見を整理した意見案に、第19回委員会では出された意見及び、その後第19回委員会と今委員会との間に、私と副委員長から各委員へ意見照会をいたしまして、その際に出された意見を盛り込んで、再整理を行ったものを最終案として準備しております。これについてご確認をいただきたいと思ひます。

また、確認を進める中で、必要に応じて事務局に補足説明をお願ひしたいと思ひます。

終了時間は、16時を予定しておりますので、ご協力をお願ひいたします。

それでは、議題に入ります。

第19回委員会議事要旨(案)についてですが、既に各委員に照会し、修正しておりますので、この内容で確定させていただきたいと思ひます。

次に、第19回委員会では出された意見及びその後、第19回委員会と今委員会との間に、私と副委員長から各委員に意見照会いたしまして、その際に寄せられた意見を盛り込みまして、私と副委員長

で再整理したものを最終案として準備しております。これについて説明した後、ご確認を受けて最終のものとしたいと思います。

それでは、長澤副委員長の方より説明をお願いいたします。

長澤副委員長

それでは、ご指名によりまして、私の方から（原案）に関する意見（案）をご説明していきたいと思います。

この案に至った経緯につきましては、今ご紹介のあったとおりでありますけれども、そのほかに様々な、この委員会に向けて寄せられた住民の方々の意見等についても目を通した上で、この案を作成しております。

では、逐条読み上げてまいりますけれども、特に12月4日の案から変わった点を少し補足的に説明しながら読み進めていくことにいたします。

・近年全国においてこれまでに経験したことのない降雨による水害が頻発しており、審議中の平成18年5月、10月にも出水による浸水が発生したところである。洪水から生命・財産を守り、流域住民が安心して暮らすためには、天塩川において、治水対策に、次の文言を付け加えております。早期かつ積極的に取り組む必要があり、河川整備計画（原案）に示されている既往最大規模の洪水流量に対して上流域から下流域までの安全を確保すべきである。次の一文については、意見を反映して手直しをしております。一方、名寄川の目標流量は実績から見ると高過ぎるという意見も一部にあった。

次の項目については、特段のご意見はございませんでした。一応読み上げます。

・河川整備にあたっては、テッシやサケ・サクラマス、イトウ、シジミ等を育む天塩川の有する自然豊かな環境の保全に努め、流域の重要な産業である漁業や農業に十分配慮し、特に地域で営んでいる農業団体、漁業協同組合等の関係機関と協議し、連携を図りながら、流域の発展に寄与するよう総合的に推進する必要がある。

3点目、この項目については、たくさんのご意見が寄せられています。

・名寄川並びに名寄川合流後の天塩川の洪水調節を行い、河川改修とあわせて洪水を安全に流下させるためには、長期的な基本方針レベルの洪水にも対応可能であり、既に用地が確保されているサンルダムは、治水効果の発現が早期に期待でき、社会的影響が小さく、事業費が小さいため経済的であり、治水対策として優れているという意見が多数であった。一方、「一方」以下の文章が前バージョンからかなり変わっております。一方、ダムはサクラマスの遡上、降下等に懸念があり、ダムに頼るのではなく河川を横断する施設とならない遊水地や堤防補強による治水対策が望ましく、下流域や中流域の旧川やサンルダム湛水予定地などを遊水地の候補地とし、洪水に対応すべきとの意見もあった。

次のパラグラフにつきましても、一部文言を加えております。サ

ンルダムを建設する場合は、この部分であります。サンルダムを建設する場合は、下流域で営まれている漁業の資源への影響を懸念する意見が出ており、地域で営んでいる漁業協同組合に十分に説明、協議しながら、取り組みを進める必要がある。

次の項目に移ります。これは余り意見がなかったように思いますが、一部ございます。

・遊水地に関しては、下流部に多い旧川を利用した場合は、名寄川上流で洪水調節を行う必要があるためその効果は不十分であり、名寄川流域あるいは天塩川本川流域に設置した場合は農地の多くが洪水時に冠水し、地域に与える社会的影響が大きいというえに、基本方針レベルの出水に対応するためにはさらに遊水地を拡大する必要がある。サンルダム地点に設置した場合は、その容量が十分ではないため、広大な遊水地が必要となることは変わらず、洪水時における冠水による営農への影響や復旧作業に要する負担が大きい。

2 ページ目に移ります。2 ページ目、第 1 項目。この項目についても意見はございましたけれども、文言の若干の変更程度でございました。

・利水において、名寄川の流況は正常流量を頻繁に下回り、臭気の発生などが起きている。名寄川の流況を改善し、安定的な水利用を可能とするとともに、旧風連町との合併等に伴って取水量の増加が見込まれる名寄市や下川町の上水道用水の安定供給に向けた水源の確保が望まれる。これに対して、遊水地では流況の改善、利水補

給ができないため、ダムによる貯水池の整備が必要である。

次にまいります。

・計画高水位は治水や河川管理の基準であり、様々なインフラ整備の基本となっている。現在の計画高水位より高い水位で洪水を流すことは、堤防への負荷を高め、破堤時の被害を大きくし、内水処理の問題が生じるなど、流域の安全度を下げることになる。また、洪水時の水位を低く抑えるという治水の原則からみて行うべきでないという意見が多く出された。次のセンテンスに修正点がございませう。一方、名寄川における堤防の現状によれば、現在の計画高水位以上で目標とする洪水を流せられるのではないかとの意見もあった。

次の項目にまいります。ここも少し意見を反映して、表現が変わっております。

・流域のもつ保水機能や遊水機能は、地域特性として既に治水計画におりこまれている。今後とも、農用地の維持管理や流域面積の7割を占める豊かな森林の保全と治水対策があいまって、流域の安全度が確保されるものであるが、これらの機能を過剰に評価するのは危険である。

特に最後のフレーズにつきましては、そういうことを言うべきではないというご意見もございましたが、最終的には盛り込んでございませう。

4点目にまいります。

・外水は甚大な被害を伴うことから、外水から地域を守ることが必要であり、これまで岩尾内ダムが整備されたほか、築堤、河道掘削などの河川改修が進められているところである。一方、近年頻発している内水による浸水への対策は、関係機関の連携や取組のもとで外水対策とあいまって効果を発揮するものであり、関係機関と連携しつつ早急に進めるべきである。

この項目につきましては、2行目から3行目、「一方」という言葉の前まで、その部分を加えてございます。

次の「ハード」以降の文章ですけれども、この項目につきましては、前バージョンでは後半の丸数字のところに盛り込まれていたものでありますけれども、寄せられた意見に対応して前半部分に持ってきております。

・ハードの整備とあわせて、光ファイバーを利用した関係機関による情報共有などのソフト対策に積極的に取り組むべきである。

次の項目については、特段のご意見はございませんでした。

・治水計画の考え方や名寄川の水位の求め方等に関して専門的で理解しにくいという意見が出されており、今後河川管理者は説明責任を果たすよう努めるべきである。

2ページ、最後の項目、3ページ冒頭にわたっておりますけれども、この項目につきましては、たくさんのご意見を頂いております。なかなか、それらを合理的に一つの文章に盛り込むのに若干苦労い

たしましたけれども、特に後半部分、4行目から「このためサンルダムを建設する場合は」云々と、こう書いてある部分、この辺を工夫いたしました。始めから読んでまいります。

・天塩川流域には広範囲にサクラマスが遡上、産卵しており、サンル川においても高い密度のサクラマス幼魚が確認されるなど、豊かな河川環境を有していることから、サンルダムによる影響を懸念する意見が出された。サクラマスの生息環境の保全は重要であり、このためサンルダムを建設する場合は、遡上のための魚道を整備し、降下対策を図る必要がある。対策の実施にあたっては、その効果を懸念する意見があることから、専門家の意見を聴くとともに、現状の遡上、降下など河川環境に負荷を与えずに、必要に応じて試験を行い、その対策の効果を確認しながら、サクラマスの生息環境の推移を継続的にモニタリングし、その結果に基づきさらに必要な対策を講ずることができる体制を整備して、サクラマスへの影響が最小限となるよう取り組むべきである。

若干文章が、センテンスそのものが長い感じがいたしますが、全体の意味が通じるように工夫をしたつもりでございます。

3ページ最初の項目についてご説明いたします。これも大変多くのご意見がございました。漁業の立場あるいは生態環境の立場等から多くの意見がございます。それらを取りまとめて、このような表現形にいたしました。

・天塩川流域のサクラマスの保全にあたり、サンルダムを建設する場合は、遡上、降下のための対策を図るとともに、天塩川流域全

体で関係機関と連携、調整して効果的に砂防ダムなどの工作物における新たな魚道の整備及び既設の魚道の維持管理を推進する。また流域内の既存工作物の魚道と併せて適切にモニタリングを行ってその結果を反映させるとともに、関係機関等が協議する体制を整備して、サクラマスが継続的に再生産できる河川環境の改善に取り組むことが望まれる。また、サクラマス等と密接な関係があるカワシンジュガイが天塩川流域に豊富に生息しており、ダムによる影響を懸念する意見が出されており、サクラマスの保全とあわせて、専門家の意見を聴きながらカワシンジュガイの調査を進め保全に取り組むことが求められる。

この項目は、1行後半から4行目及び4行目から最後まで、このセンテンスが前バージョンとは変わってございます。

次の項目に移ります。これも複数の委員から意見がございまして、それに配慮した形の文言に訂正してございます。

- ・ 災害を起こさないことを前提に低水路の変動を許容したり、昔の川の姿への復元に努めるなど、人々の営為が環境に対して負荷を与えることを認識しつつ、必要に応じてミチゲーションの考えを取り入れて、豊かな水辺環境の創出と生態系及び景観の形成に取り組むことが求められる。

次に行きます。

- ・ 現状の河畔林はヤナギ林が多く、かつて分布していたハルニレやヤチダモといった在来の樹種に配慮した河道内樹木の管理が求め

られる。河畔林は多様な自然環境を形成し、生態系の連続性に寄与するものであることから、旧川を含めて縦断的のみならず横断的な連続性の回復に努めるべきである。また、流出した河畔林が橋梁に引っかかったり、漁業被害を起こしたり、あるいは樹木が繁茂して流水の疎通障害を起すことがあることから、あらかじめ倒れそうなものや繁茂したものを伐採するなど、河道内樹木の適切な管理を図っていく必要がある。

この項目につきましては、特に後半の部分、河畔林の管理の仕方について、生態系への問題に加えて、洪水の疎通のことについても触れなければいけないというご意見を反映しております。

次の項目については、特段のご意見はございませんでした。

- ・魚類の移動については、縦断経路とあわせて、多様な生物の生息の場となっている農地や水路との接続点となる樋門等の横断経路についても配慮することが重要である。

次に行きます。この事項については、最後のセンテンスに若干の修正を加えている文言がございます。

- ・水質に関して、既に現行の環境基準を満足しているものの、泡の発生など、都市部などからの負荷が見られる。カヌー等の親水活動にあたって、安心して遊べる水質を確保するとともに、さらに環境基準を見直すなど、平時から流域住民と一体となって調査を行って現状を把握し、関係機関と連携して改善に取り組むべきである。

続けて、3ページ最後の項目に行きます。4ページにわたっております。これは、特に旧川の機能の説明を充実させる意見を反映しております。

・下流部に多い旧川は、水質面における本川へのバッファ機能や農業水利機能、親水機能などを有していることから、そのあり方について、地域住民、関係機関と連携して保全、整備や管理を行う必要がある。

4ページ目、第1項、これについては特段のご意見はございませんでした。

・カヌーをはじめとした親水活動が盛んであることから、カヌーポートの整備や観光や環境教育に資するような総合的な「川の駅」、ラフティングができる環境整備を盛り込むなど、親水あるいは観光に資する河川整備が望まれる。

次の事項についても特段のご意見はございませんでした。

・空間利用や人と川とのふれあいに関し、今後、子どもや高齢者も含めた地域住民とランドデザインを描いていくことが求められる。

最後の項目につきましては、これは新たに付け加えた項目でございます。複数の意見、大きくはお一人の委員からの意見を反映しておりますけれども、中身的には他の委員からの意見も反映させているつもりです。

・河川整備計画の実効性を高めるために、計画の達成状況等に関してチェックをするシステムを作るべきである。

続けてご説明して行きます。5 ページ目。

・原案の記述や表現等に関し、以下の意見を踏まえて文章を充実させるべきである。カッコ内は「原案」の該当項目に相当いたします。カッコ内の読み上げは省略させていただきます。

、これはもともと前バージョンの表現形が少し分かりにくいというご意見を踏まえて、やや詳しい言い方にしております。

南北に長大な天塩川流域は、稲作の北限地帯を境にして、地域によって生活や河川の水利用が変わることを記述する。

、これはそのままであります。

主要支川、特に名寄川の概要に関する記述を充実させる。

河川環境が大きく変化する50年程度前の環境を記述するとともに、過去に在来種のチョウザメが生息していたことを記述する。

これは、在来種のチョウザメと、この言葉を挟み込んでございます。

については、変更はありません。

天塩川を取りまく文化遺産との調和についても記述する。

、これは委員からの意見を反映させて少し詳しく、短い文章でありますけれども、言葉を付け加えてあります。

近年の異常気象を踏まえて気象についても記述する。

「踏まえて気象についても」と、このところを強調してございます。

、これは、まず読み上げます。

農業施設管理者、森林関係者、自治体、北海道等の関係機関等と連携し、流域の安全度の向上、河川空間の利活用の向上及び河川環境の保全に努めることを盛り込む。

何が変わったかといいますと、冒頭2つ目の森林関係者、これを入れたことと、その下の河川空間の利活用の向上及び河川環境の保全、これを盛り込んでございます。

は、前バージョンにはなかった新たな項目を付け加えた事項になります。

地域の歴史や風土を尊重し、今後の振興、発展に寄与するよう計画を推進することを記述する。

についても、前バージョンではありませんでしたけれども、寄せられたご意見を反映して、付け加えました。

サンルダムで既得の農業用水取水の安定化が図られることを記述する。

岩尾内ダムの無水区間に対する取組に関し、それによる改善点と課題について具体的な事例を盛り込み、わかりやすく記述する。

この項目は、若干の言い回しを変えただけでございます。

動植物の記述が確認種中心となっているが、貴重種に関する記述を盛り込むなど、河川全体としての生態系の姿が見えるように工夫する。

これは、2行目の全体の前に「河川」という言葉を入れたのと、それから「生態系の」というのを付け加えました。

、これについては特段のご意見はございませんでしたが、一応読み上げます。

河川環境（サクラマス、チョウザメ、河畔林、流路の変動、旧川等）について、現状と課題及び河川整備計画でどのように取り組むかをわかりやすく記述する。

その次に、前バージョンでは、このような項目がございました。それは「内水対策について可能な限り具体的に記述すべき」という事項があったんですけども、これはもう既に原案に盛り込まれていると。この内容以上に文章を充実させるということが、少し対応がしにくいというふうなことを踏まえて、この事項は削除いたしました。もちろん原案の中には十分に盛り込まれてございます。

、これは特段のご意見はございませんでした。

魚道が機能し効果をあげているか、関係機関等が協議会等を設置し、連携してモニタリング調査や効果の検証をすべきことを記述する。

、これについては、複数の委員からご意見がございました。特にサロベツ川に関連する文章、原案にそれを盛り込むべきだということについては、その管理が国ではないというふうなことから、少し表現形に配慮してございます。

天塩川下流汽水域の水文現象の影響を受けている日本最大の高層湿原であるサロベツ湿原を有するサロベツ川については、長期的視点で関係機関と連携して天塩川下流域と一体となった汽水域の河川環境の保全に努めることを記述する。

このようにまとめさせていただきました。

6 ページに移ります。

、この項目は、前バージョンにはございませんでしたけれども、委員からの指摘、ご意見によって新しく付け加えたものでございます。

ウチダザリガニ等の外来種が確認されており、外来種対策に関して記述する。

、これもそのままでございます。

旧川は利水とも関連した貴重な地域資源であることを記述する。

天塩川の下流域の汽水域においてシジミ漁が沿岸漁業者にとって重要な漁業として営まれていること、汽水域がシジミ資源の再生産にとって良好な環境であるとともにシジミ漁の重要な漁場を形成してきたことを記述する。次の文言、これを付け加えております。その汽水域が過去の様々な営為の影響により、環境が悪化している実態にあり、近年シジミ漁を行う漁業者から汽水域の河川環境の改善と諸課題の問題提起がなされていることを記述する。

天塩川本川、サロベツ川、パンケ沼など汽水域の良好な河川環境の保全・整備や、かつてシジミが生息していた旧川の再開発など、汽水域で生活する漁業者を守るためにシジミ資源の復活と維持について、関係機関等が協議会等により連携を図りながら、具体策を講じることに積極的に努めるべきであることを記述する。

この項目については、2行目の「かつてシジミが生息していた旧川の再開発」この部分を付け加えてございます。

それから、次の項目との間に、前バージョンでは、既にご説明しました「ハード」、2ページの下から3つ目、「ハードの整備とあわせて、光ファイバーを利用した」云々という、その事項が入ってございましたけれども、この項目をここの部分から前に移動してございます。したがって、1つ繰り上がりまして、

河口周辺の砂州の浸食については、関係機関と連携を図ってその防止に努めるべきであることを記述する。

これは、前バージョンと同じです。

、これも同じでございます。

河口遺跡周辺をはじめとする河岸へのゴミ集積が見られることから、関係機関と調整、連携して良好な空間環境を保全すべきことを記述する。

、この項目は、委員の意見を踏まえて新しく組み込んだものでございます。

天塩川が北海道遺産であることをできるだけ多くの箇所に記載する。

以上でございます。

清水委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今説明いただきましたものにつきまして、全体を通して何かご意見等ございますか。前回の委員会と、それから今回までの間で2回、意見を照会し、それぞれ修正しております。どうぞ。

前川委員

全体を通さなくてもよろしいですか。

清水委員長

はい。

前川委員

そうしたら、幾つか気がついた点なんですが、まず2ページ目の流域の持つという、3つ目のパラグラフですけれども、これは意見にも、事前に出す意見の中にも入れておいたんですが、この流域委員会の中でこれらの機能を過剰に評価するのは危険であるというような論議は、僕はなかったように思うんですね。それで是非、なぜこれが急にこういうふうにもその意見書の中に出されるのかがよく分からないんですが、過剰に評価するのは危険であるというものを取ってはどうかという、まずは意見です。

清水委員長

お願いします。

長澤副委員長

お答えいたします。この項目については、大変重要な視点でございまして、しかし今、委員ご指摘のような、委員会では出ていなかったということはなかったと記憶しております。黒木委員の方から出されていると思います。

それで、事の重要性に鑑み、少し調べてみたんですけれども、一つはまず農業、農地ですね。これは特に水田が遊水機能、あるいは洪水緩和機能があると、これは確かな、我々農業の立場の者としては従来から言っていることなんですけれども、ただ、農業の形態というのがどんどん今変わりつつありますので、いつまでも100%水田ということはもう既にありませんし、これからも変わる可能性

がある。それから、その管理について、その水田の管理ということとも絡みますので、過大な期待というのはやっぱり無理だろうと。

それと、もう一つは森林の問題ですね。森林の問題につきましても、これは雨の降り方、特に大きな雨が継続して降る場合には、それは降雨の初期については保水機能がありますけれども、継続に伴ってその効果は減衰してくるのが一般的で、このことは日本学術会議の平成13年度の答申においても明解にそれを表現してございます。

したがって、あくまでもその効果はあるけれども、過度に期待するのは危険だと、こういう言い方なんですね。

前川委員

そうじゃなくて、この中でどなたが過度に評価したんですか。どなたが過度に評価したんですかと聞いている。

清水委員長

過度に評価するのは危険であると。

前川委員

危険であるというように、したがって、どなたかが過度に評価した方がいたんでしょう。僕はいなかったと思いますが。

清水委員長

具体的には、第10回の委員会で黒木委員の方から発言があった

ので、そのままここに記載させていただきました。

出羽委員

このことに関して、僕は意見は出さなかったんですが、過去に僕も森林の保水力に関して何回か発言しました。僕が言ったのは、僕だけじゃなくて、何人かは森林の保水力は非常に大事な問題だと。それはトータルとしても、そうだろうと思うんですね。ただ、その保水力の効果に関して、今、副委員長も言われましたし、要は限界があるということもありますし、例えば僕が出した意見としては、間伐等の森林の手入れによってその保水力が改善される場合もあるんだと、そういう研究結果もあると。その辺はまだ、これから解決した問題じゃなくて、これからいろいろ研究なされる問題だろうというふうにとらえています。そういう意味で、基本的に森林の保水力が大事なんだという認識は、恐らく全体としても一致出来る問題だと思います。

過度にというものは、これは言わずもがななんですね、農業用水も。当たり前なことなんですよ。ですから、あえてこういう表現をするということは、やっぱり否定的な意見になっていくんですね。当たり前ではあるけれども、むしろそういう森林の保水力は大事にすべきだと、そういう表現にやっぱり変えるべきだと思うんですね。農業用水についても、これはやっぱりそういう役割を果たしている部分があるわけですから、それはやっぱり大事にしていくと。やっぱりそういう表現が大事なんだろうと思うんですね。

過度にというのは、これは言わずもがなのことであって、そうい

うことを言えば、ダムだって、これは限界あるわけですから、効果あるにしても。ダムで全てが解決出来るというわけじゃないわけですから、そうなる、じゃダムの効果について過度の期待をとという表現にはやっぱりならないわけで、やっぱりそれを大事にすべきだという表現に直すべきだと思いますが。

長澤副委員長

確かに、ご指摘の趣旨は分かります。ただ、この全体を見ていただければ、これは農用地も森林も、治水対策に効果があるというふうなことは盛り込んでいますよね。

前川委員

ですから、その機能を評価するということだけは除いて、流域の安全度が確保されるものであるということところで終わるので、何も悪くないと思うんですが。

清水委員長

ほかの皆さんいかがですか。どうぞ。

田苅子委員

一般的に私も、過去の皆さんとの討論の中では、過大に今の、じゃ山、保水、木ですね。自然をしっかりと水を蓄えるだけの力があるのかどうかという点では、大分前に議論したんですけどもね。過度という言葉がここに出るのが、果たしてその意味がどうしても必

要なのかどうかという点では、そこまで無理しなくてもいいでしょうということで終わるぐらいのことでないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

清水委員長

分かりました。そうしましたら、この部分はちょっと、過度に評価するのは危険であるというのは当然だということで、割愛させていただきます。

前川委員

次、よろしいですか。

清水委員長

どうぞ。

前川委員

次は、サクラマスの項です。一番最後のところなんですけど、これは意見は僕も出したんですが、それが一部は入れていただきましたが、一部はどうしても入ってない、2回か3回出しているんですけども、入ってない理由をちょっと聞きたいということなんですけれども、この意見書は、以前の委員長のお話では、要するに簡単に言ってしまえば両論併記だということだったんですね。ところが、この全体の雰囲気は、どうしてもサンルダムに限って言えば、サンルダムを造るということを前提にした書きっぷりになっているんで

すね、全体に。それが一番最後まで実はそうでした、サンルダムを造るということを前提にすれば、僕もこういう書きぶりでもいいのかなと思うんですが、一方でサンルダムを、例えばサクラマスに大きな影響を与えるので、ほかのことを考えなければならないと言っている意見もあるわけですね。そういう意見からすると、幾つかやっぱり文言に変更を加えてほしいというように思いました。要するに、サンルダムを造るという立場で書かれているのであれば、造らないという立場での書き方も、意見として僕はずっと言ってきたので、ぜひ入れてほしいというのがあるんです。それが1点です。

それから、もう一つ、これは具体的に、この文言でいいとしても、何回も僕は言ってきたんですが、この一番最後の「必要に応じて試験を行い」と、これがちょっとよく意味が分からない。ずっと意見として言ってきて……、2ページ目の一番最後から2行目のところです。「必要に応じて試験を行い」と。

ずっと意見を言ってきたのは、事前にもものすごく大きな影響を与える可能性がサクラマスに対して大きいので、事前に試験を行ってほしいという意見をずっと言ってきました。この必要に応じてというのは、事前も含まれるんですか。そこのところを是非伺いたい。

長澤副委員長

2つの目の方から先に申し上げますと、我々の作業の中では、必要に応じてというニュアンスの中に、事前にというものを含んでいると。事前にとという言葉は、必要に応じて、あるいは負荷を与えないように配慮するというふうな、そういうことを含んでいるという、

そういう解釈にいたしました。

それから、最初のご質問については、これは確かに前川委員から12月12日、あるいは20日までの再三にわたって、この文章表現について意見が提出されておりますけれども、我々としては、このご意見の内容は、趣旨は変えずに、余り趣旨は大きく変わらずに文章表現、その文章の修正意見ではないかというふうにとらえたんですね。ただ、例えば体制、必要な対策を講ずることが出来る体制、これを整備すべきだというふうに押さえておりますけれども、前川委員のご意見は、具体的に対策委員会等を設置すべきだという、そういう趣旨のご意見ですね。それについては、あらかじめ将来にわたる対策の方法等についてまで、我々がここで予断を与えるといいましょうか、あらかじめ決めてしまうような表現系は、余りなじまないだろうということで、体制あるいは、ほかのところでは、そういったシステムを作るというふうな言い方もしておりますけれども、その辺に少し丸めちゃったような、そういう感じになっているんですね。

清水委員長

「必要に応じて」というところで、今の「事前に」というのも含まれると解釈したんですけれども。それからあと、委員会等というのは、システムとか体制という言葉で含まれるんじゃないかなというふうに解釈しました。

前川委員

それは4ページの一番最後のところですか。

清水委員長

ええ、システムの方がですね。

前川委員

計画の達成状況、チェックをするシステムを作るということ。

清水委員長

今のは体制ですね。3ページの上ですね。

前川委員

まず、じゃもう一度確認したいんですが、この委員会としてサクラマスに、ダムが出来ると大きな影響を与えるだろうというのが、それはもう皆さんの合意なわけですね。この意見からすると。

長澤副委員長

影響があるだろうと、懸念すると、こういったことが全員の認識として持っているんじゃないかと思いますが、そこに大きいとか小さいとか、そのような表現系は省いてあります。

前川委員

それどうして省くんですか。僕はずっと大きな影響を与えるだろうと言ってきたんですが、ほかの人たちはそうじゃないというふう

に。

清水委員長

皆さんいかがでしょうか、こういうふうに「大きな」とか、大きいというのを入れるべきであるかどうかというのは。

出羽委員

幾つかの意見があったのは確かだと思いますね。ただ、不確かと
いいですか、まだ分かってないことはいろいろあるわけですよ。そ
ういう中ではやはり大きな影響を与える可能性といいですか、懸
念があるというのは、これは僕は間違いじゃないだろうと思うん
です。やっぱりそのくらい強調して、大事にする必要が僕はあるん
じゃないかというふうな気がします。

それと、もう一つ、やっぱり「事前」というのをはっきり、「必
要に」という言葉に含まれているということが言われましたけれど
も、入れた方がはっきりするんじゃないか。というのは、やっぱり
そういう大きな影響の可能性が懸念されるということの前提と、事
務局、開発局の方からも、その遡上、魚道、それから降下の対策案
も幾つか出されていますけれども、まだその検討というのは本当に
されてないわけですよ。だから、そういったことも含めると、
流域委員会は恐らく今日で終わるんですけれども、やっぱりこれで
終わるわけじゃないわけですし、それをきちっと検証しながら進む
という、そういうことが必要なわけで、そういう意味では、はっき
り「事前に」ということを入れておいた方が僕はいいんだろうとい

うふうに思います。

清水委員長

まず、影響が、サンルダムによりサクラマスに影響が懸念されるということは、恐らく皆さん同じ意見だと思ったので、ここに入れました。ただ、「大きな」とかという形容詞は、必ずしも皆さんの共通認識だというふうには、この時点では思いませんでしたので、入れなかったんですが、皆さんいかがでしょうか、まずこの辺。どうぞ。

黒木委員

私は前に申し上げたというのは、情緒的な、それ大きい小さい、何をもって大きい小さいと言うのか分かりませんね。影響があるかもしれないというのは、皆さん恐らくこの委員会で共通して持っておられるけれども、それが大きい小さいかは、それぞれのお立場によっても感じ方が違うんじゃないでしょうかね。そういう意味で、私は「大きい」という言葉を入れることには余り賛成出来ません。

清水委員長

ほかの皆さんは。どうぞ。

田苅子委員

何をもってして、大きいとか小さいとかというものを考えるかという点が非常に不鮮明ですよね。実際に目の前で見て、これ以上に

なると大きいとか小さいとか、一つのラインが全然見えてこない。ただ、一般的に影響はあるというのは、私は共通の皆さんの認識だと思いますので、あえてそこで「大きい」という言葉がなくても、懸念されるということで、私は十分いいんじゃないかと、そういうふうに思っております。

清水委員長

ほかの皆さんはいかがでしょう。どうぞ。

橘委員

私は、サクラマスにこだわる必要はないと思っているんですね。だから、私はこの天塩川が豊かな生態系、魚類を中心とした生態系を作っていると、そういうことで、サクラマス、確かに貴重種であり、漁業として大切なものですが、やはり豊かな生態系、魚類を中心とした、そういう生態系の保全に対して、大きさというのは物によって違いますから、だけれども、全体的にそういう大きな意味で、魚類の、あるいは生態系の保全ということで、非常にサンルダムの建設も大きな意味を持ってくるだろうと。ミチゲーションでいろんな話が出てくるので、出来ればそういう余りサンルダムに固執しないで、全体という意味で考えていただきたいので、何ていうんですかね、サンルダムにこだわる必要はないと、こういうちょっと突飛な意見ですが、そう思っています。

清水委員長

ここの部分についてはいかがですか。

橘委員

だから、その部分も余力説する必要はないだろうと、こう思っているんです。そのサンルダムという、資源ということにこだわると、かなりということになるかもしれないですけどもね。そういうところなんですよ。ちょっと曖昧な意見ですけども。

清水委員長

今のこの部分に、今伺ったのは、サンルダムによる影響を懸念されるというのは皆さん共通の意見でしょうけれども、ここに「大きな」というのを付けるかどうかというのはいかがでしょうかというのを私聞いたんですけども、それに関してはいかがですか。

橘委員

その辺は余力こだわる必要はない。ただ、サクラマスとか、そういうふうにこだわると「大きな」とかと、いろんな評価が出てくるだろうと、そういう意見なんです。

清水委員長

サクラマスにこだわると、「大きな」というのは付けた方がいいということですか。

橘委員

という人も出てくるだろうと。

清水委員長

橘委員はどういうふうに思うんですか。

橘委員

私は、だから初めから言っていますように、サクラマスにこだわる必要はないと。だから、意見という意見ではない。的を射た答えではないんですけれども、そういう意見もあるということなんでしょうね。

清水委員長

ちょっと分からない、言っている意味が。

長澤副委員長

委員のおっしゃりたい趣旨は分かるんですけれども、この項目に限って言えば、ここはサクラマス資源のことを対象にして散々やった、議論を戦わせた、そのことをばっとまとめて表現しているんですね。ですから、ちょっと趣旨が.....。

橘委員

ちょっと違う、言ったことちょっとまずいなと思っているんですけれどもね。私の気持ちとしては、サクラマス以外のことも考えて文章を入れるとすると、余り大きさにこだわる必要はないというこ

となんです。

清水委員長

「大きな」という言葉は付けなくてもいいということですか。

橘委員

ほかにいろんな場所もあるだろうし、いろんなこともあるということなんです。

前川委員

ちょっと関連することによろしいですかね。

清水委員長

今、一通り意見を聞いてよろしいですか。「大きな」を付けるかどうかについて。ほかの皆さんいかがでしょうか。

岡村委員

可能性としては、私、大きな影響が出る可能性はあるかもしれないと思っています。表現としてどういうふうにするかということなんですけれども、懸念すると言ってしまうと、かなりその可能性が高いというふうに言ってしまうことになります。現在のところ分からないわけですね。だから、大きな影響が出る可能性、可能性というような言葉を入れた方がいいかなと思うんです。

清水委員長

大きな影響が出る可能性……。

岡村委員

があるというふうに。

清水委員長

「大きな」というのを付けてですか。

岡村委員

ええ。サクラマス対策にかなりの対策をやることに、一応計画としてはなっていますよね。大した影響がないということであれば、そんな大きな対策をする必要はないわけですから、やっぱり大きな影響は可能性としてはあるかもしれないから、大きな対策も考えるというふうに。

清水委員長

大きな影響が出る可能性があるという感じですね。

ほかの皆さん、いかがですか。どうぞ。

蝦名委員

大きい小さいは、この懸念する意見が出された後の文言で、影響という部分があえて考えられるのではないかなと思うんですね。小さな影響、大きな影響を付けても、いわばその後の、いわば遡上なり、

降下対策云々という部分が入っていますよね。これで、その辺の影響という部分が想定されるのではないかなという感じでは、私はいました。ただ、先ほど数名の方から、何をもって大きい小さいかと判断するんだという意見ありましたけれども、そういうことを言われると、一番この項目の最後ですよね。「サクラマスへの影響が最小限となるよう」と。逆に言えば、そしたらここをどうとらえるのかというところの意見を聞かせてほしいなと思います。

清水委員長

その最小限というのは、ちょっと後に置いておくことにして、その前段のサクラマスによる影響をという、大きな影響をと、「大きな」という言葉を入れるかどうかというので、まずちょっと議論していきたいと思います。

ほかの皆さんはいかがでしょうか。どうぞ。

酒向委員

私は、この部分はこのままでいいと思います。サンルダムによる影響を懸念する意見が出された。そのとおりですね。あと、それに対してというのは、後半の部分だと思うんですよ。ですから、ここはこれで良くて、それを補完する意味で、それ以降があります。蝦名委員、今言ったように、その後半がそれを強調していくような形になっているので、要らないかと思います。

清水委員長

ほかの皆さんいかがですか。梅津委員、いかがですか。

梅津委員

総体的な文章で分かるのじゃなからうかなということで、大小にこだわる必要は私はないと思います。

清水委員長

井上委員はいかがですか。

井上委員

……。

清水委員長

山口委員はいかがですか。

山口委員

……。

清水委員長

分かりました。

それでは、あとは私と長澤委員の方でもう1回検討して、皆さんの意見を伺いましたので、再度検討させていただきたいと思います。

それから、次に「必要に応じて」でいいのか、それとも「事前に」という言葉を入れるかどうかですね。そのことについてはいかがでしょうか。

田苅子委員

大きな違いがあると思いますね。「事前に」ということになったら、全て事前には、パーフェクトに100%、それは手をつけなきゃならんとなりますし、「必要に応じて」という場合には、誰が必要に応じてということ、まず感ずるのかどうかという、この違いの中ではですね。じゃ必要でないからと言ったら、それでいいんだろうし、やっぱり必要に応じてというのは、どういうところまで期待をして必要に応じてという判断をするかというのは、そこら辺がちょっと不鮮明なんです、それはいかがでしょうか。

清水委員長

不鮮明ではないかという、「事前に」というのを……。

田苅子委員

「事前に」というのは分かるんですね。事前にということにしたら、全部事前にということになっちゃうと思うんですよ。あるいは、そこまでやらなくても、誰かだけで判断するかということは、これ重要なことなんですよね。これはやらなくたっていいんだとか、やらなきゃならんとか、そこら辺の問題が分からない。

前川委員

これも、この論議の中で僕はずっと言ってきたんですが、懸念があると、大きいかどうかはとりあえず置いておいて、サクラマスに影響を与える。そういう懸念がある。という場合と、それから今回

の場合には、魚道も、それから降下対策も実験なりが出来ると、僕はずっと言っているんですね。実験が出来るということは事前に調査出来る。だから、是非ここは、その懸念が払拭、例えば実験によって、少なくともサクラマスについては払拭されれば、それはそれにこしたことはないわけですね。だから、是非このところは「事前に」というのを入れてほしいというのが意見です。

清水委員長

必要に応じてというので、事前も含まれるのじゃないかというふうに私ども思ったのですけれども、やはり「事前に」という方が具体的ではないかということですね。

ほかの皆さんはいかがですか。

黒木委員

「事前に試験を」というふうに書きますと、一体どこでどうやってやるのかなと、私なぞ思うのですけれども、既に魚道が出来ている別のダムにおいてのいろんな調査、試験は既にやっております。こういうものを事前の試験と言ってくれるのでしたら、それはもう既に実行しております。

それから、降下対策、これについてはいろいろ案が出ておりますから、当然考えていかなきゃならないことですし、ほかのダムで、物理的な状況として実験出来るものは、これは出来るでしょう。しかし、本当にそのダムで魚が降りるか降りないかは、出来て運用してみないと分からない部分が当然残っていきますね。それで、ある

考えでやってみただけでも、上手くいかない時には更に別なやり方を考えようというのが、この間の恐らく3案であったろうと思います。そういう意味で、全部事前にとというのは、少し書き過ぎだろうと。必要に応じてと、副委員長がおっしゃったように、その中には事前という部分も含むということであれば、私はこれで差し支えないと、そういうふうに思います。

出羽委員

僕はやっぱり「事前に」という言葉は入れた方がはっきりすると思いますが、それは何から何まで全てやるということではないと思うんですね。今までこれだけやってきて。ただ、中身は相当はっきりしていると思うんです。魚道の効果については、今までほかのダム、アメリカのも含めていろいろ議論ありましたよね。それはある程度あった。ただ降下に関しては、幾つかの案が出されましたけれども、それは具体的にほとんど検討されてないんですね、今までのところはですね。それがどういうふうの実験をやるか。例えば、ほかのダムで似たようなものがあれば、しかし、ほかのダムと、もしサンルダムを造った場合、やっぱり条件が違うかもしれない。だから、全く同じには考えられないかもしれない。でも、小規模な実験を組んでやるということだってあり得るわけですね。

それから、ほかのダムのも参考にするということがありますから、全て同じ程度で実験を組んで、それが終わらないうちはという意味ではないと思いますけれども、少なくともダムを造ってしまってから、その効果を確かめながらというのでは、場合によっては、それ

はもう遅いといいますか、もうどうしようも出来ない。あと改善するだけの話になりますから、それだけじゃなくて、そういうことじゃなくて、やっぱり事前に、全てというんじゃないですけども、出来る実験はやっぱりやると。ほかのダムや、いろんな参考にしたりして、そういうものを加えて評価した上でという、そういう意味での事前という意味だと思うんですよ。だから、それは入れた方が僕ははっきりすると思います。

清水委員長

ほかの皆さんはいかがですか。どうぞ。

岡村委員

黒木委員のおっしゃっていること、事前に全部試験しては出来ない、そのとおりですし、かといって、造ってしまってからどうしても困ることが発生したらどうするんだという出羽委員のこともそのとおりなので、そういうのを両方上手く、今よく言われているのは順応的管理、あるいはアダプトマネジメントというやり方がやられているわけなので、その辺、そういう表現を入れれば、両方のことが満足出来るかなと思いますけれどもね。だから、事前と言ってしまうと……、

清水委員長

がんじがらめになってしまいますよね。

岡村委員

それが物すごくブレーキになってしまう可能性もあるので、順応的管理をしていくという表現に変えたらどうかなと思います。

清水委員長

分かりました。

田苅子委員

大変いい意見だと思うんですね。ですから、折衷案的にどうなのかなと思うので、さっき出羽先生言ったように、せっかく投資しても何の効果も得られなかった、こんな国費の無駄遣いがあるかなんて、改めて騒いだりにならないように、このこともまた大事だし、さっきその必要性の話も当然出てきましたので、それは何かこう折衷的な考え方で吸収、2つを生かす考え方、ここで言葉が適切にあれば、私は最高だなと思いますけれども。

清水委員長

分かりました。そうしましたら、この「事前に」という意味も含まれて、なおかつ順応的とか、必要に応じてとかという、事前にというのも入っていて、なおかつ、それによってがんじがらめにならないような表現をちょっと考えさせていただいて、修正させていただきます。

それから、蝦名委員の方から言われました「サクラマスの影響が最小限となるよう」というところなんですけれども、これは多分、

気持ちとしてはサクラマスへの影響がなくなるようにということだ
と思うんですけども、それをあえてそこまで、なくなる……、い
かがですかね。

長澤副委員長

やはりダムによって何らかの影響は出るだろうということを共通
認識していますよね。それは、小さければ小さいにこしたことはな
いわけですけども、何か出る可能性がある。それを限りなくゼロ
に近づけたいという、そんな気持ちを表現するために「影響が最小
限になるように」というふうに書いたんですけども。

清水委員長

もし、もっと良い表現か何かあれば言っていただいて。

長澤副委員長

まずいですか、この表現。

蝦名委員

先ほど、小さい大きい……そうならば、この考え方ってどうなの
かなという。

前川委員

これ僕も、事前の意見の中にも、ここを除いてほしいという、こ
れ役所言葉で必ずこういう、環境影響調査をやると必ずこういう言

葉が出てくるんですが、実は何を言っているかよく分からないんですね。それで、僕が提案したのは、「体制を整備して取り組むべきである」というので、もう十分じゃないでしょうかという話だったんです。

清水委員長

そうですね、ここは取ってもいいかもしれませんがね。

前川委員

僕は取るべきだというのが意見です。

それから、ついでなので、これも幾つか議論の中で言われていたのですが、ダムを造る場合には、橘委員からも言われたのですが、サクラマス、今ずっとサクラマスだけを問題にしてきましたが、実はそうじゃなくて、サクラマスと、それから代表的なものとして、カワシンジュガイが出てきましたが、議論の中では、例えば多様な生物の生態環境保全ということもずっと言われていたんですね。だから、言葉としても、この後に続けて「なお」というような言葉でもいいので、なお、例えば多様な生物の生態環境保全に対しても考慮、構築物ですね。ダムに伴う構築物なんですけど、環境保全に対しても考慮するべきであるとかなんとかという言葉を入れた方がいいんじゃないでしょうかという提案です。

清水委員長

どうぞ。

橋委員

前川さんのおっしゃるとおりで、そう思います。というのは、魚道一つについても、僕は素人なので余り良く分かりませんが、サクラマスは大きな資源として必要なんだというなら、それなりの魚道の造り方があると思います。だから、やっぱりここは流域委員会、この天塩川、いろんな魚が生息してと、豊富な生態系の場所だということで、いろんな生物も頭に入れて、そういう整備をしていただきたいということです。

清水委員長

分かりました。そういう文を付け加えさせていただいて。
どうぞ。

酒向委員

この項目は、このサクラマスだけでいいのではないかなと。カワシンジュガイは次の段に入れて、ここは一つサクラマスだけ、当初からずっと議論してきた部分ですから、これはここを一つとして、サクラマスと。

次の段、先に行きますと、カワシンジュガイもちゃんと入ってきますので、カワシンジュガイが出てきたのはここ後半ですよね、数回ですから。ということは、前段より余り皆さんの意識がなかった項目ですから、それは内容的にはちょっと弱いと思うんですよ、サクラマスよりは。ということで、まずサクラマス、これで一つびし

っと決めて、次、後段でその他について、次の行で充実させていくために、前段のサクラマスはこの項目はもうこれで締めた方がすっきりするんじゃないかなと思います。

清水委員長

分かりました。どうぞ。

長澤副委員長

ただいまの議論ですけれども、確かに酒向委員のおっしゃるように、一つ一つ区切りをつけていった方が私もいいと思ひまして、こういう形にしております。それと、もっと一般的に生態とか、ほかの生物にとっての生態、あるいは環境については、後半の例えばとか、こういうもっと充実させるべき事項として、一般環境、生態等について指摘しておりますので、その辺のところを酌み取っていただくと、それに対応出来るんじゃないかというふうに考えておりました。

橘委員

よろしいですか。天塩川全体というのは、サクラマス以外にいろんな生態の影響のもとで成り立っているわけです、豊かなこの地域が。おっしゃることは分かるので、例えば3ページの3つ目、全体的なことが書いてあります。これをまず最初に書いていただいて、その1つとして、サクラマスがあるという位置づけにさせていただきたいと思います。

清水委員長

これを先にですか、順番も変えるということですか。

橘委員

そういうことです。

酒向委員

サクラマスがこの前段に出たというのは、自然の環境問題というよりも、漁業者に対するものが最初あったと思うんです、資源の保全というところで。それで、内容的にはかなり意味が違うので、単なるサクラムスの保全というよりも、これを業となされている方に関係してくるので、この項目は本当に違うと思うんです。ですから、自然環境というだけで持っていく場合は、またちょっと話は別かなと。このサクラムスの利用もかかっているわけです、この中には。完全に違うと思うので、自然の中にくくらない方がいいと思います。

田苅子委員

ぜひ申し上げたいのですけれども、今日のこの書いているペーパーの活字ではないのですけれども、今サクラマスとか限定しているんなものについて触れているのですけれども、私は天塩川の自然というものに、トータル的にここに生活をするもの、あるいはそれは単なる人間だけではないのだということで、環境を整備していく場合には、人間のためだけでなく、川の命もあるのだというような

ことを、トータル的にそういう表現というのは、全体を包んで、どこかに出しておく必要があるのではないかと。その中に具体的なものが文体としては流れていくというような作り方が大事かなと思うんですけども、どうでしょうか、そこら辺は。

出羽委員

今言われたこと、基本的には僕も賛成なんですけど、それはどこか前文か何かにそういう表現があればいいと思うんです。今ここで問題になっているのは、例えばダムを建設する場合の影響との関連でということ、そういう意味では、橘さんと前川さんが言われたことは大事だと思うんです。だから、文章のつながりからいえば、サクラムスがあって、それと関連して、カワシンジュガイの記述があって、その後に簡単にそういう文言を、ダムとの関連で全体的なことを入れておいていいかと思います。

清水委員長

自然環境のいろんな環境が豊富な動植物の環境なんかは、天塩川整備計画本体の方に、原案の方にいろいろ記述されていて、それらを大事にしていこうという精神は、恐らくこっちの原案の方に既に書かれてあるので、ここではそれに対する意見ですから、特にその部分は意見が出なかったというだけで、それはないがしろにしているわけでは決してないと思うんです。そうであっても、今回出す意見案の中にも、それをだめ押しするような形で、そういう多様なものを更にしていかなければならないという表現は、今回の文にも

また相談して、どこかにもう一度書かせていただきます。今意見を出されましたので。そういうことで。

岡村委員

意見が出なかったのではなくて、2つ目の丸ポツにちゃんと出ているのではないですか。

清水委員長

そうですね、最初から2つの。ですから、その辺をもうちょっとだめ押しというか、そのようにさせていただきます。

岡村委員

もう少し強化するのならするで結構ですけれども、ただ、それはそれでいいのですが、ここの項は、ダムとの関係なんです。ほかのダムがないところで、自然を豊かに保とうというのが、この2つ目の丸ポツだと思うんですけれども、ここはダムとの関係を言っているので、ダムを造るのなら、生物多様性の方も考慮しようということなので、ぜひそれは別に入れていただきたいという気もします。

清水委員長

分かりました、そういうようにさせていただきます。

出羽委員

僕も幾つか意見を出させていただきました。それで、一番最後の

ページの外来種、ウチダザリガニ、これも入れていただきました。
ありがとうございました。

それで、1つだけ事前に、ごく簡単な文言の問題なのですが、3ページの上から3つ目のパラグラフの河畔林の問題です。ここの上から5行目、流出した河畔林が橋梁に引っかかったり、この河畔林という文言はちょっとおかしいと思うんです、さっき気がついたんですが。河畔林が流れて引っかかるという表現は、どうも読んでいて妙な感じがしますので、河畔林が流れるということはないですから、樹木か何かですから、その表現を直していただければと思います。それだけのことです。

清水委員長

分かりました、これは訂正させていただきます。

出羽委員

それで、僕の一番お話ししたいのは、1ページ目、最初のパラグラフの名寄川の目標流量は実績から見るとというところですが、もうちょっと、高過ぎ、再検討が必要という、再検討という言葉も入れてほしかったんですが、これはこれでもいいかなと思います。

それで、3つ目です。名寄川並びに名寄川合流後の天塩川の洪水調節というところですが、ここに関しては、僕が出した意見は、後の方で名寄川が治水対策の1つの大きな焦点になってきまして、その中で、1つは、現在計画されている原案で、河川改修が行われれば、堤防との余裕高1.5mがほぼ全川にわたって達成できると。

このことは恐らく確認できるのだろうと思うんです、河川改修をやれば。そうすると、僕が主張したのは、目標流量は流せるだろうということが1つです。

それでも計画高水位よりも高い部分というのは相当あると。それは現実です。それは基本ですから、それを下げるためには、目標流量、計画高水位の見直し、もしくは、それをそのままとしても、河川改修と農地以外の遊水地によって可能ではないのかと。それを検討すべきだという新しい案を出したわけです。前回の委員会でも、議事録に載っていますけれども、委員長はその新しい提案に対しても盛り込むということをおっしゃっています。それをぜひ入れてほしいのです。というのは、両論併記ということからいいますと、ここでは一般的に遊水地とか河川改修によってすべきという意見もあったというふうにありますけれども、具体的にそういう提案しておりますので、それをぜひ盛り込んでいただきたいというのが1点です。

それからもう1つは、最後の遊水地に関するパラグラフですが、これについても、2行目の名寄川流域あるいは天塩川本川流域に設置した場合は農地の多くが洪水時に冠水し、社会的影響が大きいと。これに対しては、最初の案は名寄川だけだったのです。本川というのは入っていなかったのです、文言に。名寄川に設置した場合はというのは、いわゆる3案のうちの第3案ですけれども、それはこの前も言いましたけれども、僕も反対したし、全体がこれは無理だと。ですから、そういう表現は要らないから削った方がいいという意見を出しました。それに対して本川というのが入りましたので、少し

ニュアンスが違ったので、そこがなぜかというのをお聞きしたいのと、ここに関しては対案がないのです。僕もここについても対案を出しました。遊水地、サウルダム地点に設置した場合は、その容量が十分ではないという文言、これはそういう意見が多くありましたから、これはこれでいいのですが、それに対する対案が全く入っていないのです。それに対して、中下流域での農地以外の遊水地、サウルダム地点の遊水地化、それから名寄川流域でも、農地以外の遊水地と河川改修を組み合わせれば、治水対策は可能だという意見を出しております。それが全く入っていないので、それはぜひ入れていただきたい。それは2度ほど出したのですが、それが入っていないということも、なぜかというのをお聞きしたいのですが。

長澤副委員長

今のご指摘に対する回答ですけれども、確かに出羽委員から2回にわたって指摘がございます。それについては、1ページ目の3つ目の項目の下から5行目、下流域や中流域の旧川やサウルダム湛水予定地などを遊水地の候補地とし、洪水に対応すべき、これが出羽委員の主張で、それはそういう意見があったということ、ここに明確に示すことで答えているつもりなのですが、それでは不十分なのではないでしょうか。

出羽委員

これは前から主張している基本的な主張であることは確かです。僕だけではなくて、何人かの方が言われたかと思えます。それだけ

ではなくて、名寄川の治水対策というのは1つの大きな焦点になりました。それに対して具体的な提案を出したのです。それが入っていないということなのです。

清水委員長

実際に数字やなんかも入れてということになるんですか。1.5 mが確保云々とか、流量が1,200 m³/s、1,400 m³/s云々、その辺の案は確かに伺っていますが。

出羽委員

僕の意見出したところでは、堤防の余裕高1.5 mというのは入れましたけれども、目標流量の数値は意見では出していませんけれども、だから数値は入らないとしても、それはきちっと確保できるとか、それから、それを計画高水位以下に落とすためには、僕は幾つかの案を出したわけですが、それを具体的に入れていただきたい。

僕の意見をちょっと読んでみますか、どういう意見出したか。いいですか。

長澤副委員長

私の方から、それを調整した立場として申し上げます。

出羽委員からは、河川改修が行われれば、名寄川では目標流量が流れても堤防の余裕高は確保でき、ダムがなくても治水対策は可能だと、こういうふうに提言されているわけです。これをそのままその文言どおりにそこに入れなかったのは、現在想定している河川改

修が行われても、計画高水位以下で流すことのできる流量というのは1,200 m³/sで、また、そもそも基本方針で河道に流す流量というのは1,400 m³/sであり、この場合には掘削量が更に増えていく可能性が出てくるわけです、将来的に。どうしても基本方針を考えた場合には、更に100 m³分の遊水地が必要になると。そうなると、一方で大事にしようとしているサクラマス、あるいはサケの産卵床への影響がどうしても懸念されるし、このことについては既に議論がされていると。ダムあるいは遊水地がなくて河道で対処していくと。そういう洪水対策というのは、可能にはならないというふうなことが既にここで議論されている、そういうふうにとらえて判断したところです。

出羽委員

それはこの前の議論でも黒木さんから否定されているのだという意見ありましたけれども、それは委員会で否定、肯定ということはないのだと委員長もおっしゃいましたし、黒木さんの意見としては否定するというのは分かるんですが、僕はそういうことではないと思うんです。それで、いろいろ今言われたサクラマスの産卵床の問題とか言い出すと中身の問題に入ってしまうから、そこまで言いませんけれども、それもきちっと検討はされていないのです。だから、一般的に河床を掘削すれば影響は出ますけれども、拡幅でどこを拡幅するかによっては全然違うわけです。ただ、そこまではきちっと検討されていないので、どういう影響が出るかということもまだ分からないのです、はっきり言えば。ですから、そういうこと

も含んだ上でですけれども、僕の方から、更に余裕高は確保できると。ただ、計画高水位以上の部分がありますから、更にその後、言っているわけです。そこまで落とすためには、目標流量を見直すか、計画高水位を見直すという方法もある。それはそのままにしても、河川改修と遊水地で可能になるのではないか、そういう意見を出しているんです。それは委員長も新しい提案は盛り込みますと言っているんです、前回。

清水委員長

そこまで具体的に書くと、今言われたそれに対する反論とか、それはうまくいかないのではないかという意見とか、それも全部含めて一緒にここに書かないと、それに付属するものも全部含めて書かないと、ちょっと誤解があるのではないかというふうに、両論をちゃんと書かないと思ひまして、この程度の表現で含まれるのではないかというふうに私ども解釈したのですが。

出羽委員

僕の出した案はダム案に対する対案ですから、ダム案ははっきり効果、メリットが出されているわけです、ここに。もし名寄川の治水に関して、僕の言った提案に対して反論といいますか、それが必要であればそれを加えてもいいと思うんですけれども。

清水委員長

その部分は、どっちかという議事要旨とか、必要であれば、前

回の委員会と今回の委員会の間に、出羽委員からたくさん出された意見も記録としてちゃんと残すようなことにして、ここに全部具体的なことまで細かく書くと、それに対する対案とかも全部書いていないとならないかなというふうに思ったわけで、ここだけ特に詳しくするのが、ほかも全部あるのでこの程度にとどめたのですけれども。

出羽委員

何度も言いますが、治水の大事な根幹のところですから、できるだけ入れておいた方がいいと思います。

酒向委員

2ページの2つ目のポツのところに、一方、名寄川における堤防の現状によればというところがあるので、流されるのではないかという意見もあったという、この部分だと思うんです。ここに3行にわたってあるので、十分かなと思いますが。

辻委員

今の2ページのポツ2とポツ3にもちょっと関わりながら、こちらの表現で整合性があるのではないかというふうに思います。

田苅子委員

随分これは時間をかけて議論をしたと思うんです。出羽先生は、私が主張したのだから、できるだけ形のあるものとして活字として

載せていただきたいという、そのお気持ちは分かるのですけれども、果たして名寄川のあるところに、それだけの遊水地として確保が本当にあるのだろうか。そういう見えない部分がたくさんあると思うんです。ですから、そういう意味からすると、ただ漠然と遊水地ということで、今の河川の流量がちゃんと流せるなど、そういう議論というのは、あの中では、そんなに採択されるような可能性のある意見ではなかったと。それを全部ここにあらわすとなったら、説得する中身というのは、きちっとデータとして載せなかったら、ただ言ったことが載っていないから云々で、この最後のまとめをやるというのはいかがかと思えますけれども。

出羽委員

ダム案に対して、1つの提案としてはっきり出したつもりです。僕の最後の案は、開発局から出された3案のうちの2案なんです、それを修正したものですけれども。開発局から出された2案は、成り立つものとして出されているわけです。その場合は名寄川に遊水地は小規模なのが1箇所だけです。後は中流域ですけれども。それで成り立つとして出している案なのです。ですから、それに対してサンルダム湛水地に、それだけでは不足だという意見ありますけれども、それも造れば、遊水地を使えば、あと河川改修すれば、1,400どころか、1,500クリアできる可能性があります。その数値まではっきり入れないとしても。

清水委員長

そういうのを含めて、2ページの2つ目のポツあたりに入っていないか。堤防の現状によれば、現在の計画高水位以上で目標とする洪水を流せられるのではないかという意見もあったというふうに。

出羽委員

確かに目標流量そのままでも、堤防高との関係で流せられるのではないかというのは、2ページの2つ目のパラグラフにも入っているんです。ただ、その後の掘削を具体的に出しているわけですが、それが入っていない。

清水委員長

掘削を併用してとかというのも入れればよろしいですか。

出羽委員

だから、それをこの1ページ目のここに、そこは委員長、副委員長が。

清水委員長

掘削という言葉は入っていましたか、第2案に。

出羽委員

第2案に当然入っています、全て河川改修との組み合わせですから、全部入っていますから。ダム案でも河川改修、掘削入るわけですから。だから、検討していただければ。

清水委員長

この辺にちょっとそういう意見もあったというところに、先生の言うご意見も含めて検討させていただきます。

出羽委員

それともう1つ、一番下のパラグラフで、これは対案が全く入っていない。

黒木委員

先ほど委員長が言われたので、余り言うつもりはなかったのですが、そうやっていろいろな個々の意見を主張されれば、当然私はそれに対して反論をずっとしてきました。ではそれも載せていただくということになりますよね。ですから、このところで、ダムに頼るのではなくというふうにはっきり書いているのだし、そういう意見があったと。これでバランスとしてはとれているのではないかと。もし今のことをもっとおっしゃるのでしたら、私はずっと反論しましたし、それが成り立たないということは言ってきたはずですから、再度ここで言っても結構ですけども、多分時間がないのでやめますけれども、それはちょっとご自分の意見に固執し過ぎませんか。第2案がわずかな遊水地とおっしゃいますが、お手元の参考資料を見ましても、遊水地としては460ha必要だと書いています。本当にこれがわずかなのですか。

出羽委員

それは本川、名寄川全部含めてのお話ですね。

黒木委員

名寄川だけ議論すればいいのではなくて、全体を議論しなければいけないのは当然なのです。ですからこれだけ必要だと。それで、しかもこれは当面の整備計画であって、更に方針レベルのもう1つ上の最終計画をやるためには、もっと大変なのだということは、今まで縷々……。

出羽委員

だから、それはちゃんと文言に入っています、まとめに入っています。基本計画に対して、更に必要になるということは入っています。それに対する対案として、そこまで言われるのであれば、中流域の遊水地案に対しても、農地以外の遊水地、旧川使ったり、それがもっとできるはずだという意見も提言も出されています。ですから、そこまで今は議論することはないと思いますけれども、そういう対案というのは、きちっと入れてほしいということなのです。

清水委員長

黒木先生のおっしゃる反論も含めて全部書かないとバランスが、片方だけというわけにはいかないのです、できるだけそうならないように、なおかつ出された意見も網羅できるように、どこかにちゃんと入っているように一応整理はしたつもりなんですけれども、ちょ

っと足りなかったのは、もしかしたらあるのかもしれませんが、再度検討して、その部分については整理させていただきます。

出羽委員

もう少しあるんですが、遊水地……。

清水委員長

今のちょっと待ってください。中下流の遊水地……天塩川本川…
…申し訳ないのですが、もう一度お願いします。

出羽委員

1 ページ目の最後の遊水地に関してはというパラグラフです。2 つあるんですけども、基本的なことから言うと、ここについては、遊水地では難しいという意見が書いてあります。しかし、それに対する両論併記ということからいえば、対案が一切入っていないということなんです、ここに関しては。

それともう1つは、2行目の名寄川流域あるいは天塩川本川流域については、地域に与える社会的な影響が大きい上にと。これは最初に12月4日の段階では、名寄川流域に関してだけ書いてあったのです。だから、それは僕は必要ないでしょうと言ったんです、基本的にみんな否定しているわけですから。そうしたら、今回は本川という言葉が入ってきたのです。それはどうしてなのかなということ、その2点です。基本的には対案をきちっと入れてほしいということです。

清水委員長

具体的に出羽委員からはどういう形で出てきていましたか、この部分は。

長澤副委員長

出羽委員からご指摘があったのは、名寄川流域に設置した場合には、農地の多くが洪水時に冠水し、地域に与える社会的影響が大きい。こういうことは改めて書くまでもないから、はなから削除した方がいいと、こういうご指摘です。これはなぜほとんどそのニュアンスを残したかといいますと、これは原案の中にある代替案のケースの3だったでしょうか。明示されている提案に対する、強く関連するそういう表現なものですから、それはあえて残しておいた方が分かりやすいといいますか、理解を得られやすいと、こういう判断で残してあるのです。出羽委員は削除ということを主張されましたけれども、むしろあった方がいいと、こういうふうに判断したわけです。

出羽委員

もう少し、対案について。

長澤副委員長

対案はケース2が有効ではないかということですよ。

清水委員長

2 ページの 2 項目の名寄川における堤防の現状によれば、現在の計画高水位以上で目標とする洪水を流せられるのではないかという意見もあるというのは、対案にはならないですか。

出羽委員

多少ダブることはダブるんですよね。ですけども、最後は、遊水地に関して改めて取り上げて、この文言としては、遊水地は難しいですということを行っている文章ですよね、全体として。

清水委員長

対案としては、計画高水位を上げて河川とかという。

出羽委員

ですから、ここに関しては、これに対して中下流域での遊水地、サンルダム地点及び名寄川流域での農地以外での遊水地と河川改修を組み合わせることによって、ダム以外でも治水対策が可能だという意見が出されたと。

清水委員長

というのは、前のポツにも入っているし、次のページにも書いてあります。前の段落に書かれていますよね。

出羽委員

もちろん内容としてはダブる部分があります。ですから、僕としては、前のところはそれはそれでいいのですけれども、ただ、名寄川のさっきの問題を入れてほしいということと、ここに改めて遊水地というのを否定しているわけです。遊水地は難しいということ。それに対する対案はここで必要だということなのです。

清水委員長

対案はほかのところにあるのだけれども、この部分にはないということですか。

出羽委員

そうです。

酒向委員

あのおとき出羽先生が出された遊水地案ですよ。その件について、例えば誉平ですか、以下にも遊水地を造っていますよね。そうしますと成り立たない部分がありますよね、遊水地の量としては全然足りない。そういう話にあのおときなって、その出された案、遊水地の量が足りないというような認識でそのとき受けたんですけれども、それによって、ケース2案の名寄川本川の遊水地と、誉平より上流側の遊水地の量等をいろいろ見たときに、農地がかなりつぶされるというところで、そこは農地が取られるのは問題だというような議論をしたと思うんですけれども、それによって、遊水地案というのは何か変わりましたか。

出羽委員

遊水地案は農地をつぶす面で非常に影響が大きいから、否定的な意見が多いということは確かです、この中で。ただ、それが開発局から出された中下流域も含めた遊水地案、第2案ですけれども。そうではない、農地でない部分をもっと利用できる、遊水地として。それからサンルダム地点も利用できる。それから名寄川流域でもそういう部分がある。それと河川改修を組み合わせることによってまだ可能だと、そういう提案をしたわけです。開発局から出された案そのものだと、これは相当農地をつぶすことになって、これは影響が大きいと思います。しかし、遊水地はもっと探る内容を持っているのだという提案をしているわけです。そういうものとして、ここで否定だけではなくて、だから、そういう意味でいえば、第2案の修正案になりますけれども、3ケースのうちの。

酒向委員

その点について話し合っ、遊水地が農地しかないという、また、誉平以下の一番下流域の三日月湖等しかないから、そこは洪水調節に役に立たないというような話をしたと思うんですが。

田苅子委員

私からも言わせていただきますけれども、示されたデータからいったら、農地はかなりだめになってしまいます。それは十分議論したのです。今、出羽先生、まだ手繰れば、どこかには何かがあるは

ずだという想像的な中で議論されておりますけれども、それは非常に困ることではないかと。想像で言っていることを対案としてここにちゃんと書き記せということを言っているのですけれども、現地でそういうものをちゃんと確認して、将来、可能性があることをちゃんと実証して、その結果でどうかなということを議論したものをここに載せるのならいいのですけれども、ただ空想みたいな中でやるべきことではない。このことだけははっきり言っておかなければならない。全く出羽先生のお気持ちが踏みにじられているのではないのです。あるのです。ですから、そういう文言の整理、表現というのは、出羽先生の言っていることは当たらないと断言します。

出羽委員

このパラグラフは、遊水地は、簡単に言ってしまえば、全面的に否定しているのです。難しいと、遊水地案は。それでいいのですかということなのです。そうではないはずです。

清水委員長

探ればどこかにあるということですか。

前川委員

考えればすぐ分かることなのですけれども、例えばダムが造られたとしても、あれは100年規模と言っていますが、100年規模ではないのです。何ぼ造っても、それで洪水がなくなるわけではないのです。そうすると、今度はダムができた後、ダムに頼らない治

水対策が必要なわけですが、もっと確率を高めるような治水対策を。そうすると、遊水地を頼らなければならないかもしれない。それももうだめになってしまうのです、これはそういうことを言っているのです。

黒木委員

これは余り議論してこなかった事柄なのだろうと思います。下流の可能性については。ただ、今の方針レベルも、それから整備計画レベルも、河道と堤防で対処できると、そういう開発局からのご説明なわけですが。これに対して、詳細なご説明はなかったかもしれませんので、その辺に対してご説明が必要ならしていただければいい。ただ、今のところは旧川を下流の、下流のですよ、これはあくまでも先生おっしゃるように。その治水計画の一部に組み込むことは不可能ではありません、もちろん。可能性はありますが、今はそれは計画をされていない、ただそれだけのことです。

清水委員長

今の部分、ある程度皆さんの意見を伺いましたので、なるべく趣旨に沿うように再度検討させていただきたいと思います。

出羽委員

もう一言だけ言っておきます。どうしてもここは対案は入れておく必要があると思います。その辺は十分検討してください。

清水委員長

検討させていただきます。議論が続いているようですが、今日の議論とか、それから前回の委員会から今回までの間でやりとりされた意見の交換なんかも全て事務局の方で記録として残して、公開するような形で、全部残していただきたいというふうに思います。

また、この意見案なんですが、完璧に文章の修正までできていませんけれども、私と副委員長で整理して、今日の皆さんの意見を十分検討して、受けとめて最終とする。今回任期内で出された意見のまとめというふうにしたいと思います。

皆様いかがでしょうか。

前川委員

ちょっと確かめるだけなんですが、一番最後のチェックするシステムのことなのですが、これは1つの例ですけれども、サクラマスについては、市民団体の方が調査された産卵床の数のことを報道でもう言われています。意見も出ています。

それから、先日、これも新聞なんですが、北海道の淡水魚の専門家たちが、サクラマスとカワシンジュガイについて、きっちり調べるといような要望を出しました。要するに、議論がまだいっぱい残っていると思うんですが、それもやる、例えば何とか委員会、これというわけでもないにしろ、何とか委員会というようなことを作ることも、このシステムの中に入っているのですか。

清水委員長

入っています。

出羽委員

今のことと関連するかと思うんですけども、まだ検討が十分されていない、不十分であったり、案として出されたけれども、ほとんど検討されていない、そういったものも含んで、僕自身は、このままで流域委員会が終わっていいのかという思いがあります。それは現実としては、ここで終わらざるを得ないし、まとめも必要なのだと思いますが、ですから、この後にどう引き継いでいくかというところで、いろんな議論があるのだと思います。それで、例えば4ページの最後かどこかに、そういう積み残されたり、検討がまだ十分なされていない、そういったことを十分勘案した上で、整備計画案づくりなり事業を進展するという、そういう要望といいますか、そういう附帯意見みたいなものをどこかに入れておいたらどうかというふうに思います。

清水委員長

それがこの一番最後のつもりです。

出羽委員

その辺の文章の表現も、もう少し検討していただけないかと思うんですが。

清水委員長

分かりました、検討させていただきます。

それぞれ今のような適切な文言をもう少し付け加えるなりして、委員長として責任を持って対応させていただき、修正した意見については、皆さんにもご連絡いたします。

この最終案につきましては、委員長である私が、今日出た意見を踏まえて文言等の整理をし、必要に応じては修正して、最終の天塩川流域委員会から、天塩川水系河川整備計画（原案）に対する意見として、できれば任期内の年内に、北海道開発局へ提出させていただきます。あわせて、皆様にも配布するとともに、事務局を通じて公表するようお願いいたします。

平成15年5月に第1回が開催されてから3年余りにわたり、20回の議論を重ねて提出する意見ですので、北海道開発局には、ぜひここで出された意見の重さを受けとめていただき、天塩川河川整備計画の策定にあたって、十分尊重して反映していただけるようお願いいたします。

各委員の皆様におかれましては、多忙な中、また遠いところも繰り返しご出席いただき、ありがとうございました。改めて感謝の意を表します。

どうもありがとうございます。

田苅子委員

私から感想を述べさせていただいてよろしいですか。

ダムの議論が大きな争点だったと私は思っております。ダムを造っても、今までのような、造らないときと同じような環境をしか

り考えていくと。これは人間のためだけではなくて、川の命も含めてのことだということ、しっかりこの委員会の中で、そういう視点で議論してきたというふうに認識をしたいと思っております。

それから、自然の生物との共生という点では、命は連続しているのだと、だから、環境もまた連続した環境ができるだけ必要となっていくということを忘れないようにいたしたいと。

開発に節度が必要でありますけれども、これにはつき合わなければならんことはありますが、マイナス面がもし出たとしたら、これをフォローアップしていくというような、こういった長い時間で共生できることを大事にしていくべきだと。そして、自然と共生というのであれば、もっともっと我々は自然を知らなければ共生はできないでしょうし、また、自然は常に変わっていつているものだという事、この際、頭に置いて、いろんなことを議論してきたと思っております、大変勉強になったということを楽しんでおります。

感想まで申し述べさせていただきました。ありがとうございました。

蝦名委員

私も最後に、漁業団体の代表として、この委員会に参加させていただきました、あらゆる方面からのご意見も、漁業に対する意見も伺いました。

この委員会に対してではないのですが、いわばこの流域、あるいはダム建設にあたって、最後に我々の思いというものを、ち

よっと話させてもらいたいと思います。

我々、昨年の7月に旭川開発局に意見書を、このダム建設について申し述べておりまして、まだ回答をもらっておりません。当時は開発局の部長さんから、漁協と真摯な対応をしながら、ダム建設にあたって理解を求めていくと。そのときに、我々の同意なくしてダム建設はあり得ないということで明言をしておりました。よって、今回、この委員会でも、ダムについてのゴーサインは出ていない。いわゆる必要のある意見、あるいはそれに懸念する意見があった委員会だったと、こういうふうに理解をしております。したがって、これ以降、我々漁業団体も、開発局と真摯な対応の中で、我々の理解できるような、自然環境を守る対策ができるのかどうか、この辺を議論していきたい。当然今まで出た意見の中に網羅していただきましたので、その辺も踏まえて、これから開発局と協議を進めていきたいというのを最後に申し述べさせていただきます。

いろいろありがとうございました。

清水委員長

どうもありがとうございました。

それでは、司会を事務局の方にお戻しいたします。

3 . 閉 会

柿沼課長

委員の皆様におかれては、第1回から20回までにわたりご審議いただき、大変ありがとうございました。

今後については、できるだけ早い時期に公聴会を開催して、関係住民の皆様から意見を伺った後、ここの流域委員会からいただいた意見とあわせて原案に反映させ、原案から案とする予定です。その後、知事に意見を伺って、河川整備計画としてまとめていく予定です。

公聴会の予定は、決まり次第、周知させていただきたいと思えます。

それでは、これをもちまして、第20回天塩川流域委員会を終わります。

以 上